

令和6年度 社会福祉法人八重山会 事業計画（案）

1. 基本理念・基本方針

（1）基本理念

○私達ときわの家職員は、ご利用者に対して安心安全で質の高い福祉サービスを提供します。

○ご利用者がより良い生活環境のもとでその個性・能力を発揮できるよう、ご利用者主体の支援を行います。

○何よりもまずご利用者の幸せのために、その他のものはすべてその次であることを前提とします。

（2）基本方針

①リズムのとれた生活と、運動や森林浴(歩行)を取り入れて心身の安定を図ります。

②歯磨き支援の徹底と口腔ケアによる身辺自立に取り組めます。

③自閉症スペクトラム、特に不応行動に対する支援のあり方を研究し、適切な支援を行います。

④一人ひとりの個性にあった作業を取り入れ、利用者自身が選択できるようにして、働く喜びと自信がもてるよう支援します。

⑤保護者や家族との連携を密にして、信頼関係を深めて利用者の生活の質を

向上させます。

⑥施設内外の環境整備や美化活動を行い、快適な生活環境の維持に努めます。

⑦さまざまな感染症の予防を徹底して行うとともに、このような環境の中でも、より充実した日常生活又は社会生活を営むことができるように努めます。

(3) 中長期計画の策定

基本理念、経営理念をもとに地域の福祉的ニーズや経営環境の変化を反映し、社会福祉法人に求められる使命を果たすために目指すべき将来像に向かった経営革新をするために中長期計画策定に取り組みます。これは、社会福祉充実計画との整合性も図りながら行うものとしします。

2.法人の事業

(1) 障害者支援施設ときわの家

(施設入所支援 50 名、生活介護 54 名、短期入所 10 名、日中一時支援)

ア 課題 自閉症スペクトラムの不応行動に対する支援のあり方を研究し、適切な支援を行うとともに、入所者の高齢化とそれに伴う日中活動と夜間支援内容の再構築を行います。利用者の生活環境の向上のため、計画的に建物や備品などの更新整備を行います。

イ 職員配置 (令和 6 年 4 月見込み)

職種	基準	配置数	過不足
----	----	-----	-----

施設長	0.5	0.5	0
サービス管理責任者	1	1	0
生活支援員	29.8	35.0	5.2
看護師	1	2.0	1
栄養士	1	1	0
調理員	基準なし	5.0	-
事務員	基準なし	3.0	-

ウ 生活支援員等の主な勤務体制

勤務区分	始業時間	終業時間	平日平均配置数
A	7:00	16:00	2
B	8:30	17:30	2
C	13:00	21:00	2
D	9:15	18:15	11
K	15:30	翌9:30	3

(2) 第二ときわの家

(生活介護 29 名、日中一時支援)

ア 課題 現状は福祉人材の求人難が続いていますが、バランスのとれた職員配置を行い、安定的経営を目指して、今年度も新規利用者の掘り起こしを行いま

す。

イ 職員配置（令和6年4月見込み）

職種	基準	配置数	過不足
施設長	0.3	0.3	0
サービス管理責任者	1	1	0
生活支援員	10.8	11.4	0.6
看護師	1	1.7	0.7
調理員	基準なし	1.3	-

ウ 生活支援員等の勤務体制

勤務区分	始業時間	終業時間	平日平均配置数
A	7:30	16:30	3
B	8:30	17:30	8

(3) ときわの家相談支援事業所

(指定特定・障害児相談支援事業)

特定相談支援事業と障害児相談支援事業については、引き続き行います。

ア 運営の方針

(ア) 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとしします。

(イ) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行うものとしします。

(ウ) 市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとしします。

(エ) 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援等を実施するものとしします。

イ 職員配置

職種	基準	配置数	過不足
管理者	0.5	0.5	0
専任相談支援専門員	1	1	0

3.今年度の重点目標

(1) 良質な福祉サービスの提供

虐待防止について、ガバナンスの強化と利用者支援人材育成に重点を置き、二度と不適切な支援が起きないような体制づくりを徹底します。身体拘束の廃止継続や身体拘束適正化に向けても、全力を尽くします。

①人権意識をさらに高めるとともに、日常的な点検の実施により、人権尊重の徹底を図ります。

②リスクマネジメントを強化し、より安心して安全な支援体制を構築します。感染症、自然災害や原子力災害に備えた業務継続計画（BCP）の研修や訓練を行います。

③サービスの質の向上を図るために継続的で実効性のある取り組みを推進します。

④職務分担を見直し一人ひとりの仕事の生産性を高めるとともに、法令遵守コンプライアンスを徹底します。

(2) 利用者の健康管理の徹底

定期的な健康診断の実施による疾病の早期発見治療、感染症予防の徹底、急病時の適切な対応、入院時のフォローや家族との連携を継続して安心した生活できる環境を維持します。

(3) 職員人材育成の充実

- ①施設内研修の充実を図るとともに、日常の業務を通して人材育成の推進を図ります。
- ②ケース会議や施設外研修・実習等により、職員の専門性を高めます。
- ③新規採用職員等の研修を育成計画に基づき一層の充実を図ります。
- ④社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等職務に有用な資格取得の推進を図ります。特に、介護福祉士実務者研修について、引き続き研修受講を推進し、介護福祉士の養成を行うことで、より質の高いサービスを行います。
- ⑤身体拘束、虐待防止、感染対策、業務継続計画に係る法定研修は決められた回数を守り、確実にスキルアップを行います。

(4) 職場環境の充実

- ①定期的に業務に関する振り返りシートを作成し、それをもとに職員と役職員との面談を行い、仕事に対する意欲を高められるようアドバイスを行います。
- ②職員が仕事以外でも交流できる機会をできるだけ設け、組織としての一体感や帰属意識の醸成を図ります。

(5) 新たな事業の展開

- ①社会福祉を取り巻く環境や法人の経営状況を見極めながら、社会福祉充実計画に基づき計画を進めていきます。
- ②人材確保、育成を継続的に行っていきます。

(6) 地域貢献活動の推進

- ①地域に広く開かれた施設として、積極的に地域と交流を深める機会を設けるとともに、地域の関係機関との連携強化を図ります。
- ②地域の実情に応じた社会貢献を行います。
- ③学生の実習やボランティアを、可能な限り受け入れます。

(7) 日中活動

- (ア) 青空班・・・1年を通して、野菜作りや養鶏を行い新鮮で安心な給食材料の一部を賄えるようにします。園庭の美化のために、四季折々の花作りを継続します。また、雨天時には日之出紙器工業からの箱折り内職を行い、就労継続のスキルを維持します。
- (イ) ほのぼの班・・・高齢者が多い班になります。健康の維持と筋力低下を防止するため、いろいろな体操や屋外散歩を継続していきます。

(ウ) スマイル班・・・サコウ産業からの箸入れ内職が主な作業活動となります。また、牛乳パックを再利用したはがき作りは継続して行います。課題作業をメインとなるグループでは、少しでもはがき作りや箸入れ活動に取り組めるように支援を行います。

(8) 毎月の行事 行事計画を参照してください。